

令和7年度使用教科用図書（道徳）の給与について

1 内容

令和6年8月9日教育委員会定例会にて、採択教科書に変更があった道徳については、学習指導要領において3学年分の指導内容が一体となっているが、教科書は学年別に発行されている。そのため、採択教科書を変更した場合、第1学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2学年及び第3学年については学習内容の連続性に配慮し、採択変更前の発行者の新版教科書を使用することが原則である。ただし、採択権者の判断により特に必要性を認める場合には、第2学年及び第3学年について採択変更後の発行者の新版教科書を使用することも可能とする。

上記のことから、道徳の給与について報告する。

2 根拠となる法令

「令和7年度使用 教科書採択の手引」（東京都教育委員会）

3 採択変更前後の発行者について

（1）採択変更前（令和3年度～令和6年度使用）

東京書籍株式会社

（2）採択変更後（令和7年度～令和10年度使用）

光村図書出版株式会社

4 対応

第1学年～第3学年すべて、採択変更後の発行者の新版教科書を給与する。

5 理由

学習指導要領において扱う項目は、各学年においてそれぞれ扱うことになっており、採択変更で発行者が変わっても、履修内容に漏れが生じることは想定されず、取扱いが変更になっても影響はないと判断できる。

今回、新たに採択された教科書は、内容がアップデートされデジタルコンテンツも充実していることから子どもたちが学びを深めるためにより有益なものである。